

KAMA ちゃんの「廃棄物ひとくちコラム」

不適正処理事件その後（第 3 回）

山梨県北斗市における汚泥投棄事件

過去に情報提供させていただいた不適正処理事件に関する続報です。

今回は、2022年2月・3月号で連続2回にわたり取り上げた廃石膏ボード含みの粗悪堆肥（汚泥）の山梨県北斗市内での投棄事件についてです。

事件概要は、島田市内に所在する中間処分業者である有限会社オカムラ（事件発覚後許可取消処分）が、山梨県内の産業廃棄物処理業者である株式会社バイオ・テック・ジャパンと結託して、販売できず処分に困った粗悪堆肥（汚泥）1万トン以上を、山梨県北斗市内の2箇所の土地に搬入し、投棄したというものでした。また、投棄物の中には、廃石膏ボードの破碎残渣が大量に混入しており、その排出者として株式会社八木建設（島田市）が関与していることも特定されました。

許可権者である山梨県は、この事件に関わった3法人に対し、全量撤去の措置命令を発出しましたが、資金力が乏しい彼らにその実行力はなく、悪臭発生や汚水の流出など環境影響は深刻な状況となりました。そこで、山梨県は、2018年10月から行政代執行による支障除去作業に着手し、1年3箇月、約7億5千万円を投入して、対策を実施しました。対策工事は、現場からの撤去ではなく、残存物にセメント固化剤等を攪拌・混練し盛土・成形する工法（セメント安定化工法）が採用されました。

これに要した経費回収のためオカムラや八木建設に処分を委託していた排出事業者には、法第18条に基づく報告徴収が行われたほか、調査の結果、委託手続きにおいて瑕疵がなかった排出事業者に対しては、協力金の拠出要請文書が以後数回にわたって発出されました。

さらに、対策工事完了から約1年半が経過した2021年11月には、固化した盛土にひび割れが生じ、悪臭や汚水の発生があることが判明し、工法の妥当性を含め関係者の間では話題となりました。しかし、県は定期的な悪臭測定を実施し、規制基準を満たしていることを公表するのみで、追加工事等の報道はありません。

また、直近では、昨年末にも協力金拠出要請文書が排出事業者が届いており、この事件はまだまだ終息したという状況にはありません。